

令和5年第3回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和5年3月23日（木）午後2時

2 閉会日時

令和5年3月23日（木）午後2時33分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 教 育 長 | 工 藤 裕 司 |
| (2) 教育長職務代理者 | 池 田 享 誉 |
| (3) 委 員 | 土 岐 志 麻 |
| (4) 委 員 | 天 内 博 康 |
| (5) 委 員 | 齋 藤 美 鈴 |

5 事務局出席職員

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 教 育 部 長 | 小 野 正 貴 |
| (2) 教 育 次 長 | 大久保 綾 子 |
| (3) 総 務 課 長 | 金 澤 敦 |
| (4) 参事・文化遺産課長 | 葛 西 俊 一 |
| (5) 文化学習活動推進課長 | 杉 山 潔 |
| (6) 指 導 課 長 | 角 田 毅 |
| (7) 浪 岡 教 育 課 長 | 石 村 淳 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第8号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教育委員会事務局総務課)

議案第9号 青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について (教育委員会事務局総務課)

議案第10号 青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化遺産課)

議案第11号 青森市中世の館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (浪岡教育課)

議案第12号 青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化遺産課)

議案第13号 青森市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(文化学習活動推進課)

議案第 14 号 青森市文化交流ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化学習活動推進課)

議案第 15 号 青森市合浦亭条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化学習活動推進課)

議案第 16 号 青森市民美術展示館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化学習活動推進課)

(2) 報告

①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)

②事故の報告について (指導課)

7 会議録署名委員

(1) 池 田 享 誉

(2) 齋 藤 美 鈴

8 会議の概要

午後 2 時に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 8 号から第 16 号までの計 9 件について審議し、各議案については、全員異議なく原案のとおり可決した。

次に、2 件の事案を報告した後、午後 2 時 33 分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○工藤教育長

それでは議事に入ります。

今回の審議案件は 9 件となっております。

初めに、議案第 8 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

○教育部長

議案第 8 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

初めに、本規則の提案理由についてであります。教育委員会事務局総務課における事務分掌の見直し等に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、本規則の改正内容についてであります。別表第 1 中、総務課の分掌事務におきまして、第 35 号に学校教育の ICT に関する事項を加えるものです。

施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、議案第8号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第8号については原案のとおり決定することといたします。

○工藤教育長

次に、議案第9号「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第9号「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

初めに、本規程の提案理由についてであります。地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、本規則の改正内容についてであります。まず、地方公務員法の一部を改正する法律の制定によりまして、改正前の再任用職員に関する地方公務員法第28条の4から第28条の6までの規定が削除され、定年前再任用短時間勤務職員に関する第22条の4及び第22条の5の規定が新設されたことに伴い、従前の「再任用制度」を廃止し、「定年前再任用短時間勤務制」を導入することとなっております。

このことから、教育委員会が教育長に委任する事務から除いている事項のうち、「職員及び再任用職員の任免その他の人事に関する事務」を「職員及び定年前再任用短時間勤務職員の任免その他の人事に関する事務」に改めるものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、議案第9号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第9号については原案のとおり決定することといたします。

○工藤教育長

次に、議案第10号「青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第16号「青森市民美術展示館条例施行規則の一部を改正する規則の制定

について」までの計7件については、内容に関連があることから一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第10号から議案第16号までの計7件については、一括議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第10号「青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」から、議案第16号「青森市民美術展示館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」までの計7件の議案につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、配付資料「令和5年度からの利用料金制導入に関連する規則改正について」を御覧いただきたいと思います。

当該資料は、教育委員会事務局が管理している公の施設において、令和5年度から利用料金制を導入することに伴い、利用料金の減免並びに利用料金の還付に係る利用者の手続について定める等、各施設管理条例施行規則の所要の改正が必要となるものをまとめたものです。

次に、改正内容について御説明いたします。

改正内容については、大きく5つに分けられまして、一つに、令和4年6月に行いました各施設管理条例の改正において、利用料金の還付に係る規定が加えられたことに伴い、使用料又は利用料金の還付に係る特別の理由ごとに定める還付する額を定めるもの、二つに、指定管理者が施設を管理する場合における利用料金の還付を受けようとする者の申請手続を規定するもの、三つに、指定管理者が施設を管理する場合における利用料金の減免を受けようとする者の申請手続を規定するもの、四つに、慈善活動のための使用について要件を欠く又は許可条件に違反した場合に使用料を調整する規定について、利用料金についても同様に調整する旨を規定するもの、五つに、令和5年度からの利用料金制導入に伴う青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、市長の権限に属する事務のうち、教育長への委任事項が変更されることから、青森市教育委員会が施設を管理する場合における観覧料及び使用料並びに入館料の減免又は還付を行う場合の申請先を青森市長から青森市教育委員会教育長に変更するものとなっております。

また、今回改正対象となる規則につきましては、青森市文化会館条例施行規則から青森市中世の館条例施行規則までの7件となっており、それぞれ、規則ごとに先程御説明した改正内容に対応する事項をまとめておりますので、御確認ください。

なお、あおり北のまほろば歴史館については、令和2年度に、青森市森林博物館については、令和4年度に、それぞれ利用料金制を導入しております。

今後の予定といたしましては、本日の教育委員会定例会において各議案について御議決いただければ、各規則は令和5年4月1日からの施行となり、令和5年度からの利用料金制導入に伴う準備が整うこととなります。

また、各議案の改正に対応する内容で、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の改正に係る地方自治法第180条の2の規定に基づく協議が市長部局からございましたが、各議案の御議決により御同意いただいたものとし、教育長から回答したいと考えております。

それでは、各規則の内容について順次御説明申し上げます。

初めに、議案第10号「青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

ついて」御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2並びに改正様式の附属資料3を、議案と併せて御覧ください。

提案理由及び施行期日につきましては、先程の説明と同様ですので、説明を割愛いたします。

次に、本規則の改正内容についてであります。第5条関係といたしまして、第1項におきましては、令和5年度からの利用料金制導入に伴う青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、市長の権限に属する事務のうち、教育長への委任事項が変更されることから、青森市教育委員会が青森市森林博物館を管理する場合における観覧料及び使用料の減免を行う場合の申請先を青森市長から青森市教育委員会教育長に変更いたします。

続いて、第10条関係といたしまして、第2項におきましては、令和5年度からの利用料金制導入に伴う青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、市長の権限に属する事務のうち、教育長への委任事項が変更されることから、青森市教育委員会が青森市森林博物館を管理する場合における観覧料及び使用料の還付を行う場合の申請先を青森市長から青森市教育委員会教育長に変更いたします。

また、様式第1号の減免申請書及び様式第2号の還付申請書におきまして、今回の規則改正に併せて、申請先の変更を行っております。

次に、議案第11号「青森市中世の館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2並びに改正様式の附属資料3を、議案と併せて御覧ください。

提案理由及び施行期日につきましては、先程の説明と同様ですので、説明を割愛いたします。

次に、本規則の改正内容についてであります。第6条関係といたしまして、第3項におきましては、慈善活動のための使用について要件を欠く又は許可条件に違反した場合に使用料を調整する規定を定めておりましたが、指定管理者が青森市中世の館を管理する場合における利用料金についても同様に調整する旨を規定するものです。

続いて、第7条関係といたしまして、第1項におきましては、令和4年6月に行いました青森市中世の館条例の一部改正により、利用料金の還付に係る規定が加えられたことに伴い、同項で規定する使用料又は利用料金の還付に係る特別の理由ごとに定めております還付する額を改めます。

さらに、第3項を新たに設け、指定管理者が青森市中世の館を管理する場合における利用料金の還付を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

続いて、第8条関係といたしまして、第2項を新たに設け、指定管理者が青森市中世の館を管理する場合における利用料金の減免を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

そのほか、様式第1号の還付申請書及び様式第2号の減免申請書におきまして、他の施設との整合性を図るため文言の整理を行っております。

次に、議案第12号「青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2並びに改正様式の附属資料3を、議案と併せて御覧ください。

提案理由及び施行期日につきましては、先程の説明と同様ですので、説明を割愛いたし

ます。

次に、本規則の改正内容についてであります。第3条関係といたしまして、第2項におきましては、令和5年度からの利用料金制導入に伴う青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、市長の権限に属する事務のうち、教育長への委任事項が変更されることから、青森市教育委員会があおもり北のまほろば歴史館を管理する場合における入館料の還付を行う場合の申請先を青森市長から青森市教育委員会教育長に変更いたします。

続いて、第4条関係といたしまして、第1項におきましては、令和5年度からの利用料金制導入に伴う青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、市長の権限に属する事務のうち、教育長への委任事項が変更されることから、青森市教育委員会があおもり北のまほろば歴史館を管理する場合における入館料の減免を行う場合の申請先を青森市長から青森市教育委員会教育長に変更いたします。

また、様式第1号の還付申請書及び様式第2号の減免申請書におきまして、今回の規則改正に併せて、申請先の変更を行っております。

次に、議案第13号「青森市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

提案理由及び施行期日につきましては、先程の説明と同様ですので、説明を割愛いたします。

次に、本規則の改正内容についてであります。第8条関係といたしまして、第3項におきましては、慈善活動のための使用について要件を欠く又は許可条件に違反した場合に使用料を調整する規定を定めておりましたが、指定管理者が青森市文化会館を管理する場合における利用料金についても同様に調整する旨を規定するものです。

続いて、第10条関係といたしまして、第1項におきましては、令和4年6月に行いました青森市文化会館条例の一部改正により、利用料金の還付に係る規定が加えられたことに伴い、同項で規定する使用料又は利用料金の還付に係る特別の理由ごとに定めております還付する額を改めます。

さらに、第3項を新たに設け、指定管理者が青森市文化会館を管理する場合における利用料金の還付を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

続いて、第11条関係といたしまして、第2項を新たに設け、指定管理者が青森市文化会館を管理する場合における利用料金の減免を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

次に、議案第14号「青森市文化交流ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

提案理由及び施行期日につきましては、先程の説明と同様ですので、説明を割愛いたします。

次に、本規則の改正内容についてであります。第9条関係といたしまして、第1項におきましては、令和4年6月に行いました青森市文化交流ホール条例の一部改正により、利用料金の還付に係る規定が加えられたことに伴い、同項で規定する使用料又は利用料金の還付に係る特別の理由ごとに定めております還付する額を改めます。

さらに、第3項を新たに設け、指定管理者が青森市民ホールを管理する場合における利

利用料金の還付を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

続いて、第 10 条関係といたしまして、第 2 項を新たに設け、指定管理者が青森市民ホールを管理する場合における利用料金の減免を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

次に、議案第 15 号「青森市合浦亭条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

提案理由及び施行期日につきましては、先程の説明と同様ですので、説明を割愛いたします。なお、青森市合浦亭条例におきましては、利用料金の減免について規定をしておりませんので、改正対象となるのは、利用料金に係る還付の手続となります。

次に、本規則の改正内容についてであります。第 4 条関係といたしまして、第 1 項におきましては、令和 4 年 6 月に行いました青森市合浦亭条例の一部改正により、利用料金の還付に係る規定が加えられたことに伴い、同項で規定する使用料又は利用料金の還付に係る特別の理由ごとに定めております還付する額を改めます。

さらに、第 3 項を新たに設け、指定管理者が青森市合浦亭を管理する場合における利用料金の還付を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

次に、議案第 16 号「青森市民美術展示館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

提案理由及び施行期日につきましては、先程の説明と同様ですので、説明を割愛いたします。

次に、本規則の改正内容についてであります。第 8 条関係といたしまして、第 3 項におきましては慈善活動のための使用について要件を欠く又は許可条件に違反した場合に使用料を調整する規定を定めておりましたが、指定管理者が青森市民美術展示館を管理する場合における利用料金についても同様に調整する旨を規定するものです。

続いて、第 9 条関係といたしまして、第 1 項におきましては、令和 4 年 6 月に行いました青森市民美術展示館条例の一部改正により、利用料金の還付に係る規定が加えられたことに伴い、同項で規定する使用料又は利用料金の還付に係る特別の理由ごとに定めております還付する額を改めます。

さらに、第 3 項を新たに設け、指定管理者が青森市民美術展示館を管理する場合における利用料金の還付を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

続いて、第 10 条関係といたしまして、第 2 項を新たに設け、指定管理者が青森市民美術展示館を管理する場合における利用料金の減免を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

以上、関連議案を一括して御説明いたしましたが、各議案につきまして慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、議案第 10 号から議案第 16 号までの計 7 件については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、各議案については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○工藤教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は2件となっております。

それでは、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和5年2月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（令和5年2月1日～2月28日）」を御覧ください。

はじめに、小学校における寄附採納といたしまして、

青森市立泉川小学校 令和4年度卒業生一同様から泉川小学校に対し折りたたみテーブル台車など、7校に対し7件の寄贈申出があったほか、全小学校に対し、おはなし原っぱ事務局様から児童図書の寄贈申出があり、受領いたしました。

また、中学校における寄附採納といたしまして、青森市立甲田中学校 父母と教師の会様から甲田中学校に対し折りたたみ椅子など、6校に対し8件の寄贈申出があったほか、全中学校に対し、こくみん共済コープ青森推進本部様から長なわの寄贈があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

次に、報告2「事故の報告について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

市内中学校における事故について御報告申し上げます。

資料「事故の報告について」を御覧ください。

令和5年2月7日午前9時頃、油川中学校近隣の住民から、野球のボールが自宅屋根にある排水口を塞ぎ雨漏りが発生している旨の訴えがありました。同校教頭が現場に行ったところ、屋根にある排水口に野球のボールが挟まったまま凍っていることと、雨漏りが発生している状況を確認いたしました。

調査したところ、油川中学校の野球部員が部活動中に打ったボールが、偶然、近隣住宅の屋根にある排水口に転がり、そのボールが今冬の大雪や寒波の影響で排水口を塞いだまま凍ってしまい、2月上旬の気温上昇で溶け出した水の流れを妨げてしまったことから雨漏りが発生し、天井の一部を損傷させたことが判明いたしました。

教育委員会では、学校からの報告を受け、教育委員会が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険の適用内容について確認することなど、示談へ向け作業を進めているところです。

なお、教育委員会では、このたびの事故を受け、部活動等におけるボールの管理等につ

いて徹底するよう、すべての小・中学校に指示したところであります。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○工藤教育長

その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

その他、事務局から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

これにて、本日予定していた議案の審議等は全て終了しました。

以上をもちまして、令和5年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和5年3月23日開催の令和5年第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和5年4月20日

書記 山田 顕世

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和5年4月20日

署名委員 池田 享誉

署名委員 齋藤 美鈴